

守って！ 電波のルール

暮らしの安全・安心のために、電波のルールを守りましょう

総務省 近畿総合通信局

総務省では、皆様がいつも快適に電波を利用できるよう、電波利用環境保護に取り組んでいます。

毎年6月は、「電波利用環境保護周知啓発強化期間」です。この期間を中心に重点的に電波の適正利用に関する周知・啓発活動を行っています。

不法市民ラジオ・不法パーソナル無線・不法アマチュア無線などの機器から出される不法電波は、消防・救急、鉄道、防災などの重要な無線通信を妨害し、国民生活の「安心・安全」に支障をきたすことがあります。

無線機器を使用する際は、「電波のルール」を守りましょう。

不法な無線機器を使用すると、電波法により処罰の対象となります。

免許がないのに無線局を開設したものは「一年以下の懲役又は百万円以下の罰金」、重要な無線通信を妨害したものは「五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金」に処されます。

無線局の免許を持っていても、無線機を改造して出力を大きくするなど、指定された電波以外で運用することは禁止されています。

※上記の改造を行い運用したものは「一年以下の懲役又は百万円以下の罰金」に処されます。



STOP THE 不法電波

電波の不正利用は、犯罪です。

守って！ 電波のルール

暮らしの安心・安全のために、電波のルールを守りましょう。

- ① 無線機器を使用の際は「技適マーク」の確認を。
- ② 電波の利用には、原則、免許が必要です。
- ③ 外国規格の無線機器にはご注意ください。

電波は消防、防災、救急、鉄道など、私たちの暮らしの安心・安全のために使われています。不法な電波は、それら大切な通信を妨害します。

総務省 近畿総合通信局 <https://www.soumu.go.jp/soutai/kinki/>

詳しくは、総務省 電波利用ホームページへ 



2021.05